⑭　異工種ＪＶとしての資格の認定及び一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
異工種ＪＶとしての資格の認定及び上記２⑴⑹及び⑹に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も、上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、異工種ＪＶとしての資格の認定又は当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年10月３日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が異工種ＪＶ及び経常ＪＶである場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、近畿地方整備局総務部契約課（〒540―8586　大阪府大阪市中央区大手前１－５－44大阪合同庁舎第１号館８階　電話06―6942―1141㈹）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。
⑮　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Toyohito Ikeda Director General of the Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the replacing of prefectural road for No 11 bridge
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 10 October 2017
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 21 December 2017 (tenders brought along 12 : 00 P.M. (noon) 21 December 2017 or tenders submitted by mail 12 : 00 P.M. (noon) 21 Desember 2017)
⑹　Contact point for tender documentation : Takahiro Hattori the second subsection chief Contract Division, Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 1―5―44, Otemae Tyuou-Ward, Osaka-city, 540―8586, Japan TEL 06―6942―1141

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成29年９月８日
支出負担行為担当官
四国地方整備局長　平井　秀輝
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名
Ａ　平成29―31年度　葛島第１高架橋上部工事
Ｂ　平成29―31年度　葛島第２高架橋上部工事
⑶　工事場所
Ａ　高知県高知市高須地先
Ｂ　高知県高知市高須地先
⑷　工事内容
Ａ　工事延長Ｌ＝270m、橋長Ｌ＝214.0m（鋼４径間連続開断面箱桁橋）
Ｂ　工事延長Ｌ＝280m、橋長Ｌ＝257.5m（鋼５径間連続開断面箱桁橋）
⑸　工期
Ａ　平成32年２月28日まで
Ｂ　平成32年３月19日まで
⑹　使用する主要な資機材
Ａ　鋼材　約450ｔ
Ｂ　鋼材　約550ｔ
⑺　工事の実施形態
１）本工事は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型）の適用工事である。
２）本工事は、一次審査の審査評価点の合計が上位10者（ただし、10者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全てを含む。）以外の競争参加者による入札は無効とする段階的選抜方式の適用工事である。
３）本入札公告に記載の工事は、技術資料を共有化できる上記１に示した工事（以下「一括審査対象工事」という。）を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事である。
本案件は、電子入札システムにおいて一括審査対象工事が別々に案件登録されており、当該一括審査対象工事のいずれかに参加を希望する場合は、全ての工事に競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出が必要であり、競争参加資格確認資料（技術提案書１を含む。以下「技術資料等」という。）の提出は一括審査対象工事のいずれか１件の工事に提出すること。また、技術提案書２の提出は一括審査対象工事の全ての工事に提出すること。なお、入札については参加を希望する工事にのみ入札すること。
４）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
５）本工事は、品質確保のための体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
６）本工事は、技術資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札に代えるものとする。
７）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
８）本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。
９）本工事は、工事関連データの提供を行う試行工事である。
10）本工事は、標準歩掛のない歩掛を見積りに必要な図面等に関する質問書の回答期限までに競争参加資格の有る者に対して入札説明書等ダウンロードシステムにより配布を行う。
11）本工事は、鋼橋上部工の桁端部塗装における腐食（さび）、はがれについて長期保証する試行工事である。
12）本工事は、契約数量の一部分を直接工事費に対する率計上により積算する事により、見積り価格の算出に係る当初契約時の時間短縮及び簡素化を目指す試行工事である。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　四国地方整備局における平成29・30年度一般競争参加資格のうち、「鋼橋上部工事」に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。かつ、当該鋼構造物を製作可能な工場を有していること。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成14年度以降に元請けとして、以下に示す工事（以下、「同種工事」という。）における製作及び架設の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、参加希望者が共同企業体である場合にあっては全ての構成員が、平成14年度以降に元請けとして同種工事における製作及び架設の施工実績を有していること。
・下記の㋐から㋒の要件をいずれも満たす施工実績を有すること。
㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＢ活荷重）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
㋑　橋梁型式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋であること。
ただし、鋼床版鈑桁橋、並びに単純鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。